

平成 28 年度 第 5 回

宍粟市教育委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 平成 28 年 8 月 19 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所 401 会議室

第5回（定例）宍粟市教育委員会会議録

1 開会・閉会の年月日時及び場所

平成28年8月19日（金） 午前9時30分～午前11時00分
宍粟市役所 401会議室

2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

教育委員	西岡章寿	教育長	杉本健三	委員
	弓削ルリコ	委員	前田純恵	委員
	金本一二	委員		

事務局

藤原卓郎	教育部長	前田正人	教育部次長
橋本 徹	教育総務課長	山本哲史	学校教育課長
中尾善弘	こども未来課長	田路正幸	社会教育文化財課長
大前和浩	学校給食センター所長	中尾美恵子	教育総務課副課長

3 開会

西岡教育長が開会した。

4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、西岡教育長が会議の成立を宣言した。

5 会議録署名委員の指名

(1) 署名委員は、西岡教育長の指名により、次のとおり決定された。

金本委員

6 前回会議録の承認

平成28年度第4回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件

前回の定例教育委員会における協議事項、報告事項の会議録について、橋本教育総務課長が説明し、承認された。

7 教育長報告

次の3点について西岡教育長が報告した。

(1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

一宮南中学校区の学校規模適正化については、8月4日に第2回総務部会を開催し、校章デザインの新第1次選考が行われた。応募総数152点より10点を選考いただいた。

幼保一元化については、波賀中学校区において7月26日に第11回の地域の委員会を開催し、新役員の選任や運営法人の公募実施提案を行ったところ、公募については慎重にしてほしいとの意見が多く出さ

れ、継続協議となっている。一宮北中学校区については、第2回協議会の開催に向け、また、一宮南中学校区、山崎南中学校区の戸原地区については、地域の委員会開催に向け調整している。

(2) 工事の進捗状況について

一宮北小学校のプール建設工事については、8月17日に入札が行われ業者が決定した。来年2月28日竣工で施工することとなっている。

(3) 中学校体育祭、保育所・幼稚園・小学校運動会について

9月11日に中学校体育祭が、9月18日に2小学校を除く小学校、または幼稚園との合同運動会が、その後10月1日までの間でその他の小学校や幼稚園、保育所の運動会がある予定である。

8 議事

議事に入る前に、第7号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、地方公共団体の長が議会の議決を経るべき事件の議案作成において教育委員会の意見を聞くもので、議会提案前の内容となっており、地方公共団体の意思形成課程、意思形成の中立性の観点から非公開にしたいと委員長が説明し、審議の結果、全員「異議なし」とし、第7号議案は協議報告事項終了後の非公開審議と決定された。

第6号議案 平成29年度使用学校教科用図書の採択について

教育委員会の管理事務として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に教科書の取り扱いに関することが規定され、また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条により教科用図書採択地区を設けて共同採択を行うこととなっている。平成29年度採択について、西播磨教科用図書採択地区協議会より通知があったことから、市町教育委員会としての採択を行おうとするものであること、また、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（一般図書）についてもあわせて採択をしようとするものであることを橋本教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし、同意することを決定された。

委員の主な意見及び事務局等の説明

(前田委員)

一般図書はどうかたちで学校に入るのか。図書館に入る本か。先生が持つ本か。授業で使われる本か。

(弓削委員)

教科書は、発行元によって記載内容や構成が異なるのか。

(教育総務課長)

一般図書は、学校へ入る図書で、学校へ必要図書を聞き取りの上、今回提案している。学校の授業で使用する本である。教科書は、発行元により表現方法が異なっている。

(学校教育課長)

教科書は学習指導要領等を基に作成されており、学習内容は同じである。ただし、それぞれの発行元がそれぞれの創意工夫により、より詳しく書きたいという部分等が違うことにより、記載の仕方や構成が異なるものとなっている。

(教育長)

一般図書に併せて、特別支援学級の児童が使う教科書も市で採択することとなるが、特別支援学級では児童の発達段階に応じて図書を選択している。

採択地区協議会では、中学校で使用する地図について、より西播磨地域の掲載が詳しく、地域学習がしやすい発行元の地図を採択されたことがあった。

9 協議報告事項

(1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

資料 1 「学校規模適正化・幼保一元化推進の状況」により、学校規模適正化について橋本教育総務課長が、幼保一元化について中尾こども未来課長が報告した。

(2) 宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の改正について

資料 2 「宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部を改正する要綱」により、橋本教育総務課長が報告した。

(3) 1学期「いじめ事案」について

資料 3 「平成28年度1学期のいじめ事案について」及び平成28年度3月18日付け文部科学省通知により山本学校教育課長が報告した。

(4) 宍粟市認定こども園運営法人選定委員会要綱の改正について

資料 4 「宍粟市認定こども園運営法人選定委員会要綱の一部を改正する要綱」により、中尾こども未来課長が報告した。

(5) 宍粟市幼保一元化推進計画に係る既存の認可保育所等を対象とした認定こども園運営法人募集要項（第1次募集）について

資料 5 「宍粟市幼保一元化推進計画に係る既存の認可保育所等を対象とした認定こども園運営法人募集要項」により、中尾こども未来課長が報告した。

(6) 兵庫県指定文化財の現状変更許可について

資料 6 「兵庫県指定天然記念物の現状変更許可について」により、田路社会教育文化財課長が報告した。

(7) 学校給食における異物混入について

資料 7 「平成28年度学校給食センター異物混入状況及び内容」により、大前学校給食センター所長が報告した。

(8) その他

資料 8 「平成28年度学校訪問実施予定表」により2学期の学校訪問について、山本学校教育課長が報告した。

委員の主な意見及び事務局等の説明

(杉本委員)

いじめ事案発生件数が1学期で44件というのは、昨年の1年分に相当するとの報告を受けたが、アンケートで認知した事案は、教師は気づかず、保護者からの訴えも無かったものなのか。件数が昨年に比べ、大きく増えたのは、アンケート内容が変わったからなのか。アンケートはクラス毎に内容を決めているのか。

(学校教育課長)

アンケート内容を変えた学校があるとは聞いていない。教師が意識していじめに関する指導に取り組み、事案発生、指導時には言えなかったことについて児童生徒が心を開いてアンケートへ記載したものと考えている。また、アンケート内容は、学校で統一されており、教職員用のいじめ発見対応マニュアルには、例として3例程掲載しており、学校はそれを基準として、より児童生徒が記載しやすい内容で作成されていると思う。

(杉本委員)

担任等教師の指導時などの雰囲気や心の持ちようが伝わり、十分に通じている結果であると思う。文部科学省からの通知の内容を十分に心に置き、対応することが大事と改めて認識した。

(前田委員)

いじめ事案アンケートは何回くらい実施されているのか。いじめ対応について、教師間の連携はとれているのか。

(学校教育課長)

アンケートは、最低1学期に1回実施されている。児童生徒がより答えやすい別のアンケートを併用している学校もある。いじめ対応にかかる教師の連携は、校内委員会を置き、いじめ事案があった場合は、1人で抱え込まずに連携して対応するとしている。

(弓削委員)

命に関わる重大ないじめから些細なものまですべて「いじめ」と表現されることを怖く思った。先ほどの報告では、昔、こども同士の戦いごっこなどで「パンチした」というようなことまで、いじめとして判断することになると思うが、目先の煙を払うような対応でなく、家庭環境や心の問題など、火の元を考えていかないといけないと思う。

(学校教育課長)

いじめ防止対策推進法第2条第1項のいじめの規定については、児童生徒が心身の苦痛を訴えたことを受け止めることが大事という文部科学省からの通知がある。指導して解決できたのか、見守りが必要な段階かなど学校できちんと分析して受け止めることが大事である。些細なものでも対応し、事務局も学校と連携し、取り組んでいきたい。

(前田委員)

学校外のにじめのフォローはできているのか。

(学校教育課長)

文部科学省は、いじめの定義として、「一定の人間関係が無いものはいじめではない」としており、例えば、全く面識のない子からの暴力行為などがあった場合は暴力行為という「問題行動」として対応する。

市では、生徒指導連絡担当者会という組織をつくり、警察にも入ってもらい、定期的に会合を持ち、管理職が連携することにより、学校間の連携を行っている。いじめや問題行動については、教育委員会へも報告がある。

(前田委員)

幼保一元化施設の運営法人公募について、波賀の地域の委員会では、委員会の理解が得られず延期と聞いている。市内全ての地域の委員会での理解が得られてからの公募となるのか。波賀の保護者からは幼稚園と保育所は、現状維持でしばらく様子を見てもらいたいと聞いており、現状維持を望む地域の意見を尊重してもらいたい。

(こども未来課長)

現在、市では民間保育所を運営する法人が10法人あり、そのうち社会福祉法人が7つある。10法人に限定して第1次となる公募をしたいと考えている。公立幼稚園を閉じることについて、いろいろと意見をいただいているが、理解が得られるよう丁寧な説明を続けていきたい。

(教育部長)

波賀地域では認定こども園自体への理解はいただいている。現状では、幼稚園、保育園ともに一定の児童数があるため、現状のままでという意向を聞いているが、数年先の児童数を見ていくとどうなるかという点も説明している。募集期間を先に延ばしてほしいという声を聞いており、教育委員会事務局で検討している。

(金本委員)

こども園の運営主体に教育委員会としてどのくらい関わりが持てるのか。公立的なこども園なら地域の理解も得られやすいのではないかと思う。関わりがなければ、社会福祉法人の方針のみの運営ということで地域の不安も大きいのではないか。

(こども未来課長)

宍粟市認定こども園運営ガイドラインで、市の理事会への参加や職員の派遣交流などを規定しており、この規定が守れる法人を公募することとしている。幼保一元化施設は学校施設であり、福祉の保育所と違い、教育委員会との関わりも深く、連携して運営することになる。

(教育部長)

認定こども園であるちくさ杉の子こども園では、教育部長が理事のひとりとなり、理事会にも出席しており、公設民営であるが、市の意見も取り入れていただいている。

(弓削委員)

幼稚園と保育所では、保護者とそれぞれの園所との関わり方が違うと思うが、認定こども園では、どうなるのか。

(こども未来課長)

ちくさ杉の子こども園の開園にあたり、そのような部分も含めて、協議に2年を要した。参観日や行事の進め方など、幼稚園と保育園の保護者両者と運営主体の法人とでどういう形がよいか決めてから開園している。その他の地域でも協議を積み重ねて新しい園の形態ができていくものと考えている。

(前田委員)

認定こども園での行事などに対して、日中の仕事を有している親とそうでない親との感覚にずれはないのか。

(こども未来課長)

全ての保護者が納得するようなことは難しいが、バランスが大事で、園長を中心に協議調整し、決めてもらっている。ベストな方向であると判断すれば、その都度行事の内容等も変更しながら行い、何年かすれば安定して行事を開催するようになると思う。

10 次回会議の招集について

平成28年9月23日（金）午前9時30分から開催すると決定した。

11 閉会

杉本委員が閉会した。

以上 午前11時00分終了